

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム（資格）
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険における資格管理を行うために利用する。
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	吹田市国民健康保険の被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）及び世帯主。過去に吹田市国民健康保険に加入していた者及び世帯主であった者
記録情報の収集方法	世帯主等からの申請・届出、市民課・市民税課からの連携システム、日本年金機構・社会保険診療報酬支払基金からのネットワークシステム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	大阪府国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 （名 称）吹田市市民部市民総務室（情報公開担当） （所在地）〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備 考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日	

〈国民健康保険資格〉

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU 連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザ ID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.保険証番号内連番、51.取得事由国保異動事由、52.取得国保異動区分、53.取得異動年月日、54.取得届出年月日、55.喪失事由国保異動事由、56.喪失国保異動区分、57.喪失異動年月日、58.喪失届出年月日、59.続柄コード、60.記載順位、61.次 CPU 連番、62.前 CPU 連番、63.国保世帯最新フラグ、64.国保個人最新フラグ、65.抹消フラグ、66.取得旧被扶養者区分、67.喪失旧被扶養者区分、68.給付開始年月日、69.証区分、70.最新フラグ、71.交付ユーザ ID、72.交付年月日、73.設定有効年月日、74.回収ユーザ ID、75.回収年月日、76.保険証形態区分、77.保険証種別区分、78.一般退職区分、79.学遠区分、80.発行年月日、81.交付氏名カナ、82.交付氏名漢字、83.保険証交付理由区分、84.保険証交付方法区分、85.保険証回収方法区分、86.高齢者負担区分、87.負担割合、88.高齢者発効期年月日、89.減額認定申請国保履歴番号、90.減額認定申請発効期日、91.減額認定申請適用区分コード、92.マル長該当年月日、93.特定疾病交付区分、94.特定疾病認定区分、95.特定疾病自己負担限度額、96.特定疾病発行期日、97.申請履歴番号、98.発行履歴国保メモ、99.短期証種別区分、100.対象年度、101.課税区分 01、102.課税区分 02、103.課税区分 03、104.課税区分 04、105.課税区分 05、106.課税区分 06、107.課税区分 07、108.課税区分 08、109.課税区分 09、110.課税区分 10、111.課税区分 11、112.課税区分 12、113.発効期年月日、114.該当年月日、115.非該当年月日、116.備考_255、117.申請区分コード、118.該当終了年月日、119.長期入院該当年月日、120.申請年月日、121.高齢者該当非該当フラグ、122.国保認定申請国保備考欄、123.高齢者老人判定収入額

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)

- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日